

平成23年（2011年）第1回紀北町臨時会会議録

第 1 号

平成23年4月26日（火曜日）

招集年月日 平成23年4月26日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年4月26日（火）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会 計 管 理 者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸

職務の為出席者

事 務 局 長	羽根川政昭	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | | 行政報告 |
| 第5 | 発議第4号 | 防災問題特別委員会設置に関する決議 |
| 第6 | 議案第24号 | 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第7 | 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて
（平成22年度紀北町一般会計補正予算（第7号）） |

会議録署名議員

6番 入江康仁

7番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。なお、10番 東 篤布君より所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成23年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

羽根川議会事務局長。

羽根川政昭議会事務局長

平成23年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年4月26日火曜日 9時30分開議

- | | |
|-----------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 発議第4号 | 防災問題特別委員会設置に関する決議 |
| 第6 議案第24号 | 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第7 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度紀北町一般会計補正予算（第7号）) |

以上でございます。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 入江康仁君

7番 家崎仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

川端龍雄議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る4月22日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告を申し上げます。

まず、提出議案についてであります。

議会からは、特別委員会設置に関する決議案1件であります。長からの提出議案については、一般会計補正予算と専決処分の承認の2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成22年度普通会計の2月分と平成22年度水道会計の2月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

なお、奥川水道課長が欠席のため、橋倉水道課副参事が代わって出席することを許可してお

ります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、R D F 処理委託料の改定とR D F 焼却・発電施設の今後のあり方についてでございます。R D F の処理委託料と三重ごみ固形燃料発電所の今後のあり方について、平成20年11月6日の三重県R D F 運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が協議を進めてまいりました。

その協議結果について、去る平成23年4月5日に三重県R D F 運営協議会総会が開催され、処理委託料トン当たり1万908円については、平成28年度に収支が均衡するよう、毎年度処理委託料を段階的に引き上げることとし、平成29年度以降の発電事業の継続期間は、平成32年度までの4年を延長期間とする。また、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額24億1,600万円については、県と市町で折半し、R D F 焼却・発電施設の終了した後の撤去費用、約7億円については、県が負担すると決議されましたので、ご報告を申し上げます。

次に、東日本大震災に関する支援活動等につきまして報告をいたします。

まず、救援物資についてであります。町が備蓄しておりました毛布のうち800枚を3月15日に、また、町民の皆様から提供いただいた紙おむつ、石鹸、タオル、乾電池、即席めん等、60平方cmのダンボール箱に換算して、356箱を3月23日と4月8日に三重県を經由し、重点支援県となっている宮城県の被災地にお届けいたしました。

次に、義援金につきましては、役場と社会福祉協議会が協力して、町内10箇所で受付を行っておりますが、4月22日現在で、1,425万7,229円の義援金をいただきました。義援金は、社会福

祉協議会、共同募金会を通じて被災地にお届けいたします。

次に、被災市町村に対する職員の派遣についてであります。まず、保健師につきましては、三重県と市町がチームを組み派遣することとしており、6月初旬に1名の派遣を予定しております。

また、総務省及び全国市長会、全国町村会が連携し、被災市町村に対する短期的な人的支援の体制づくりが検討され、実施することが決定し、被災市町村への派遣の可能性の照会がありましたので、被災地の現状を勘案し、職員を派遣することといたしました。

派遣人員は、延べ12名とし、3名体制で1週間交替の4週間派遣する予定であります。派遣先の市町村は、被災県で決定されることを原則としておりますが、姉妹都市、その他の特別事情により派遣先の希望がある場合は、その理由を記載することができましたので、当町と関係が深い気仙沼市を希望いたしましたところ、4月22日に気仙沼市から連絡があり、5月の連休以降での職員派遣を望まれましたので、その方向で調整をいたしております。

なお、派遣に要する経費につきましては、派遣先の状況次第で流動的な要素の多いことから、流用も含め既決予算の中で対応させていただくこととし、詳細が決まり、不足が生じましたら補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

訂正でございます。先ほど、ダンボール箱につきまして、60cm四方ということで、訂正をお願いいたします。

以上の2件をご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

町長、何を60cm。

尾上壽一町長

ダンボールの大きさです。60cm四方のダンボール箱に換算してというのが正解です。先ほど、私確か60cm平方とかなんとか言ったように思います。そういうことでよろしく願いします。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5

川端龍雄議長

日程第5 発議第4号については、議会運営委員会からの提出議案であるため、会議規則第39条第2項の規定により、委員会に付託しないで直ちに本会議において審議することにいたします。

日程第5 発議第4号 防災問題特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 平野倅規君。

平野倅規議会運営委員会委員長

それでは、発議第4号について説明させていただきます。

発議第4号

平成23年4月26日

紀北町議会議長 川端龍雄 様

議会運営委員長 平野倅規

防災問題特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災の状況に鑑み、いつ発生しても不思議でないと言われる東海・東南海・南海地震による地震・津波災害が危惧されるところです。これまで想定されていた規模をはるかに上回る可能性も指摘されており、町民が求める要望に対処すると共に、議会として町内の防災施設等を再点検し、町民が安全・安心に生活していけるよう多角的に検討して、早急に防災計画等の見直しに当たり、町理事者に提案・提言することが求められています。

二元代表制の一翼を担う議会の役割を認識して、防災対策の一層の前進をはかるため、防災問題に特化した特別委員会を設置するものです。

以上が議案の提案理由であります。

防災問題特別委員会設置に関する決議

次のとおり防災問題特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 防災問題特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
3. 目 的 1) 東日本大震災の状況に鑑み、本町の防災計画等を抜本的に見直すため、

必要な意見具申及び提案を行うこと。

2) 上記事項の予算審議に関すること

- 4. 委員の定数 17人（議長を除く）
- 5. 設置期限 平成24年3月31日までとし、閉会中もなお調査研究を行うことができる
- 6. 予算措置 既決議会費の中で措置する

以上が発議第4号についての趣旨及び内容説明であります。どうぞよろしくお願いたします。

川端龍雄議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 発 言 す る 者 な し ）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 発 言 す る 者 な し ）

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

発議第4号について、議会運営委員長から提出された、防災問題特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、議会運営委員長から提出されました、防災問題特別委員会設置に関する決議については、可決することに決定しました。

ここで、正副委員長の互選を行いますが、正副委員長が共にいませんので、委員会の招集については、委員会条例第10条の規定により、議長が招集することにいたします。委員長の互選にあたっては、年長の委員でもって運営してください。なお、委員長が決まりましたら、委員長招集の委員会に切り替えていただき、委員長でもって副委員長の互選を行っていただくようお願いいたします。

川端龍雄議長

それでは、正副委員長の互選のため、ここで暫時休憩いたしまして、10時から再開いたします。ここで暫時休憩いたします。

(午前 9時 45分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 57分)

川端龍雄議長

それでは、正副委員長の互選結果について報告いたします。

委員長に北村博司君、副委員長に松永征也君が就任されました。

以上で、日程第5 発議第4号についての審議を終了します。

お諮りします。

長からの提出議案については、会期1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6～日程第7

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第6 議案第24号と、日程第7 議案第25号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第24号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

であります。東日本大震災の被災地及び町内被災者を支援することを目的に、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ803万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億261万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入予算といたしましては、県支出金では、大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金で321万円の増、繰入金では、財政調整基金繰入金で482万8,000円の増であります。

一方、歳出予算といたしましては、総務費では被災した地域への見舞金として寄付を行う東日本大震災復興支援事業で200万円の増とし、農林水産業費では、町内沿岸のへい死魚類の処分及び漁業施設の残骸撤去処分に対する支援として、大規模地震津波災害緊急対策事業で603万8,000円の増となっております。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

であります。東北地方太平洋沖地震で発生した津波による町内沿岸域のへい死魚類等の被害に対し、大規模地震津波災害緊急対策事業による支援を早急にする必要が生じたことから、専

決処分をしたものであります。

予算の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億8,054万9,000円とするもので、歳入予算としては、県支出金で大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金で197万5,000円の増であります。

一方、歳出予算としては、農林水産業費で町内沿岸のへい死魚類等の処分に対する支援として、大規模地震津波災害緊急対策事業で395万円の増、総務費の財政調整基金への積立金197万5,000円を減額し、県からの交付金と合わせ、農林水産業費所要額の財源とするものであります。

以上、2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

川端龍雄議長

続いて、2件の議案についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

それでは、議案第24号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成23年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ803万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億261万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年4月26日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第14款 県支出金、第2項 県補助金、第4目 農林水産業費補助金は、321万円を増額し、1億8,559万3,000円とするものであります。東北地方太平洋沖地震による津波により、管内沿岸

域において、へい死した魚類及び漁業施設の残骸処分を実施し、漁場環境の保全を図るための、大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金の増額によるものであります。

第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、482万8,000円を増額し、3,482万8,000円とするものであります。今回の補正の使用財源とするため、財政調整基金より繰入するものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、200万円を増額して、6億7,085万7,000円とするものであります。東日本大震災の被災地に対する復興支援のための見舞金として寄付するものであります。

8ページをご覧ください。第5款 農林水産業費、第3項 水産業費、第2目 水産業振興費は、603万8,000円を増額して、2,664万3,000円とするものであります。へい死魚類及び漁業施設の残骸処分にかかる大規模地震津波災害緊急対策事業の増額によるものであります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

堀 秀俊財政課長

続きまして、議案第25号の内容説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成23年4月26日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて、2ページをご覧ください。

専決第2号

専決処分書

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成23年3月31日

紀北町長 尾上壽一

それでは、専決いたしました予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度 紀北町一般会計補正予算（第7号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,054万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。第14款 県支出金、第2項 県補助金、第4目 農林水産業費補助金は、197万5,000円を増額して、1億7,406万2,000円とするものであります。県の平成22年度予算で緊急に措置された大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金の増額によるものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費は、197万5,000円減額して、12億3,436万3,000円とするものであります。基金管理事業の財政調整基金への積み立てを197万5,000円減額し、農林水産業費に計上した所要額の財源とするものであります。

8ページをご覧ください。第5款 農林水産業費、第3項 水産業費、第2目 水産業振興費は、395万円を増額して、3,009万円とするものであります。へい死魚類の処分にかかる大規模地震津波災害緊急対策事業の増額であります。

なお、本事業は先ほど説明をさせていただきました、議案第24号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）で説明させていただきました事業と同事業であります。県の予算措置にあわせて、平成22年度と平成23年度に区分して予算措置を行ったものであります。

以上が専決処分を行った平成22年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより、各議案に対する審議を行います。

日程第6

川端龍雄議長

日程第6 議案第24号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

両議案とも魚の残骸の整理ということなんですけども、資料だけ私ら議員にいただいてですね、明細が何も書いてないわけですね。例えば、海山漁協でいくらいった、長島漁協でいくらいった、多分、養殖の残骸なのか、それもあるだろうし、それから何というのですか、施設の残骸もあるだろうし、船が傷められたら船の残骸の処理もあるだろうし、そういうものは当然お持ちではないのですか。それを何で我々に提示できないんですか。質疑するよりね、それを出していただきたい。いちいちそれを質疑せんなん。だから、どういう目的で、どういうふうにやられたか。流動資産である養殖のものは全然付保されなんだんかと、ね、当町においては、水産業者、主に養殖業者、それからいわゆる一本釣り業者、定置網業者、いろいろあろうかと思うんですけれども、私の知っている限りでは、そのへんに対する被害を被ったと、重点的にいえば、養殖業者が主だったんじゃないかと思うんですけれども。だから、この金額が出てくる以上はですね、各組合からですね、被害状況をこの庁内にあげてきておと思うのですよ。だからその資料をなんで出せないんで、数字だけ出してですね、私らにせよといってもわかりません、これではね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

資料の提出ということですので、私のほうから答えさせていただきます。質疑をしていただいて、いろいろとお尋ねいただければ質疑ということで、いいのではないかと思います。ただ、この資料自体はありますが、それぞれ予算化するうえでですね、いろいろな資料がたくさん、膨大なものがございます。今日はたまたま1つということなんですけど、3月定例会でいえば、こういう資料があるわけなんで、それを毎回お示しするのは、大変難しいという状況でございます。そういう中で、質疑という中で、へい死がどれだけなのか、残骸がどれだけなのかと、ご質疑いただければありがたいかなと。ただ、資料のほうはですね、後ほど提出させていただきます。

川端龍雄議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

今、その資料を提出できない状態で、膨大な資料が上がってきて、ある程度の、何というのですか、1つの資料になってですね、例えば、海山の養殖業者はどんだけ、長島はどんだけ、それからいわゆる動産であるですね、コワリだとか、そういうものがどんだけだとか、一番初めにですね、被害届がおそらく各組合から出ていると思うのですよ。それに対して、どんだけ手当てをしたかと、そういうものをもらわんとですね、資料が膨大であるって、こんだけの1,000万円ですわな。22年度、23年度やった場合、1,000万円ですわな。200万円あげたら、見舞金としてあげるわけですよ。ざっくりいったら1,200万円ですわな。22年度、23年度やね。だから、1,000万円についてですね、どういうふうになっているかという資料くらいですね、出していたかないとですね、非常に不親切ですよ、これは。それを口頭で聞いてですよ、また、資料を求めると思ったら、おたくらも煩雑でしょう。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、議案の提出全体のお話をさせていただいたんで、そういった部分で、今回の分の資料を今出せというのであれば、少し休憩をいただいて出すことは可能だと思います。

川端龍雄議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

3回目やで、私は出していただきたいと思います。他の議員の方がみえますので、質問もあると思うんですけども、資料を用意してください。お願いいたします。

川端龍雄議長

瀧本議員、何の資料がほしいかということを具体的に。

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

要するに、残骸、へい死等についてですね、395万円、それからこちらの603万8,000円ですか、これは全部そういう費用ですから、そのいわゆる残骸、後片付けだとか、魚の死んだのとか、

そういうものの資料をくださいと言っておるわけですよ。

川端龍雄議長

ご答弁は要らんと、資料だけほしいわけですね。

5番 瀧本 攻議員

資料をもらったらいいですよ、別に。これは専決しておるわけだから。専決みたいなものや、これは。

川端龍雄議長

後ほど資料出せます。休憩はしません。後ほど資料を出します。

他に質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対される方はございませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

川端龍雄議長

続いて、原案に賛成の討論をされる方はございませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度紀北町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

基本的なところをお尋ねいたしたいと思います。3月31日で専決されておられる。皆さん、ご承知のとおり専決できるのは、議会を招集できる暇がないという、それとあと委任議決に伴う議会の専決処分の委任をした部分だけが専決できる、ちょっとどれにも当たりませんし、この29、30、31日あたりになぜ臨時議会を招集しなかったのか。前にも私、数年前に言った記憶があるのですが、予算の専決は好ましくありません。過去にも私、何年か前にも申し上げている。これは合併してからですね。なぜ、こういうことをなさるのか。金額とか、中身の問題じゃなしに、予算の専決は甚だ好ましくありません。この辺についての理事者のお考えをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。専決はですね、できるだけ避けなければいけないということで、3月定例会でもお話させていただきましたように、被害額とか、そういったものが確定していないという状況でございました。そういう中で、3月定例会でやむなくさせていただきたいということで、報告もさせていただきました。それとですね、今回、本臨時会を開かせていただきました。県等におきましてはですね、専決ということで対応しておりますが、議員が以前おっしゃったことも十分承知しておりますので、このように臨時会をもたさせていただきました。今回、災害ということで、大変やむを得ない状況で、状況把握が3月定例会においては、できない状況であったということをご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

議長のほう、事務局でもよろしいけれど、ちょっとお尋ねしたいのは、これ、事前に3月31日付で予算の専決をやるっていうのは聞いておられましたか。これは災害といっても、ここはそ

れほど大規模な災害じゃなかったわけです。そういう危険性は今後ある。いろいろ今後のことで対応は大変だったとは思いますが、私は好ましくないと申し上げておるので、これについて、今後のこともありますので、年度末でいつもこういうことが起こる可能性があるわけで、これは、議長あるいは議会事務局の今後のためにも1つ、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

川端龍雄議長

この問題は事務局長というより、提案者のほうから。

18番 北村博司議員

いやいや、議会が聞いていたかどうかということが、1つあるんで。

川端龍雄議長

事務局。

羽根川政昭議会事務局長

3月議会の最終日におきまして、専決処分をしたいという旨の報告があったということでお聞きをしております。

18番 北村博司議員

いや、だから具体的にさ、報告はですね、質疑できないんですよ。だから、その後、31日付けで、これくらいの専決をやりますという話を聞いていたかどうかということです。今後のことを言っているんです。

川端龍雄議長

私は聞いておりません。

18番 北村博司議員

今後はこういうことは控えてください。

川端龍雄議長

他に。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのですね、これ、町長の先ほどの瀧本議員の答弁なんですけど、町長も4期、16年議員をやっておられたわけですよ。今回の24号に対する一般会計に対する資料等いろいろ、専決等の関連の資料を求めた時に、町長は後から資料を出しますよと、当初予算なんか、こないして

あるよって莫大なもんがある。しかし、当初予算でもね、これ、町長に聞いておきたいのは、あなたも町議会議員の経験が、16年やっていたわけですから、とてもやないけど、僕らでもあの予算書はね、いろいろな科目的にも、環境整備なんか、あれだっていったら、これはなんだっていうことで、後で煙突取り壊す予算だというような説明を受けたわけです、後で。だから、今回の、私は資料を求めるんじゃないけど、ただ、町長の答弁はね、やはり、あなたも経験しておったんだから、確実なものの中の答弁をしていただきたい。要は、その資料が必要なものであれば、後から出すよと、後から出すよでは、今日、これで議決せえなあかんもんを、後から出して説明を受けて、そんなことやったんかということね、議決もできん。そやで、必要なもんだったら先に出していただきたい。今日のことはいいんですよ。ただ、質疑に対する町長の答弁というのは、重大な答弁になるんですよ。責任も重大。だから、そこはあなたは後で間違ったよ、どうのというような言い訳をするようなあれじゃなくて、しっかりやっぱり答えていただきたいと思う。あんた、この一国一城の主なんだから、あんたの答弁によっていろいろな行く末も違っていくんだからさ、そういうところの中で資料の提供なんかでも、やはり、そういうような形の中で、今日、審議するものに必要とあるならば、今日出していただくようにせないかんと思うのですね。後からというんだったら、資料を出してもらう必要はない。この議会も延長してするんだったらええけどさ、今日は、今日のこの中で議決が要るんだから、私らも1つの議決権の中で手を挙げたり、挙げなんたりせんなんですから、そこは町長も議員経験者としての答弁はよう考えての答弁をしていただきたいと思います。そのところはどうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことも議員やっていたんで十分認識しているんですが、それらを疑義を質するのが質疑であり、委員会の審査だと思います。そういう中でですね、やっぱり議員の皆さんから必要だというところがあれば出すということで、我々も詳細について説明するのに必要だと思う場面があればですね、出させていただきます。それらは我々も判断させていただきますので、議員の皆様も質疑の中で是非非を問うていただければいいのではないかと思いますので、できる限りですね、資料等につきましても、必要と感ずるものは出させていただきますが、そのへんの、どの線です、線を引くかというのは、私どもの判断とさせていただきますと思います。

す。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

私も前者2名の議員が質問されたように、やっぱり災害の状況はどうであったのか、災害のね、受けた被害の状況ですね、それは十分説明をしていただければいいと思うのです。というのはですね、その被害額に対して、この事業で補助率何パーセントの補助支援をするのかどうかね。全額なのかどうか、そのへんも必要なことなのでね、この補助率についてですね、どのような率なのかお聞きをいたします。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

ただいまのご質問なんですけれども、補助率につきましては、専決処分におきましては、へい死魚類分だけでございまして、150トン、マダイで395万円の予算をみております。歳入としまして、先ほど、説明していただいたように、県50%の補助率で、町一般財源としまして197万5,000円、2分の1の県負担の事業でございまして、へい死処分については、50と町50でございまして。

施設につきましては、今度、23年度の1次補正で、へい死分と漁業施設の残骸処分事業費ということで、603万8,000円の事業補助金をみているわけなんですけれども、このへい死処分におきましては、先ほどの専決と同じように県50%の県単補助と、町の50%の補助となっております。なお、漁業施設の残骸処分につきましては、県50の県単と町40%、あと残り10%におきましては、事業主体の財源で、事業主体が10%の支払いということになっております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

町のへい死魚の処理については、50%負担、残骸処理については40%負担ということなんですけど、これはですね、法定で定められた率なんですか、お聞きをいたします。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

これにつきましては、通常、県単事業というのは、水産の関係なんですけども、県40、町30、地元30というような補助率なんですけれども、今回の災害につきましては、かなり、へい死魚等も、大量にへい死しているということで、県におきましては、10%の上乗せ負担、町におきましても、施設については10%、へい死魚分については20%の上乗せ補助をしております。以上です。

川端龍雄議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

法定がどうかね、義務的に負担せんならんものかどうかをお聞きしておるわけなんでね。町独自のものであれば、他の市町村はどうなのか、そのへんもお聞きいたします。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇 博彦農林水産課長

これ、県の県単補助の要綱にもあるんですけども、もう、こういう緊急を要した災害ですもんで、地元負担が重くならないようにということで、県の上乗せ、また町も上乗せしたわけです。また、補助率につきましても、法的ではございません。

もう1点、他の市町村、伊勢、三重外湾漁協に加入している、また、こういう被害のあった市町におきましては、当町と同じ率でございます。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第25号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

川端龍雄議長

それでは、平成23年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 33分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 23年 6月 7日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行